

## 新型コロナウイルス感染症の出席停止基準

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

発症日を0日として5日目までは出席停止、6日目から登校可能。（最短の場合）

	発症日		発症後					
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に軽快した場合	発熱	軽快	軽快後1日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	○	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
発症後2日目に軽快した場合	発熱	発熱	軽快	軽快後1日	発症後4日	発症後5日	○	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
発症後3日目に軽快した場合	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快後1日	発症後5日	○	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
発症後4日目に軽快した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快後1日	○	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
発症後5日目に軽快した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快後1日	○
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

### 出席停止解除後

登校開始時には**感染症治癒証明書**を担任の先生にご提出ください。

用紙は学校 HP にあります。（ダウンロードが難しい場合には、学校生活のしおり（生徒手帳）にご記入ください。）

**保護者の方が、必要事項をご記入ください。**

**発症から10日間を経過するまでは、マスクの着用を推奨いたします。**